

奈良県飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月1日
奈良県公表

前文

1. 本計画は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定めるものである。
2. 指導計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
3. 指導計画の内容は、必要に応じて毎年度見直すものとする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 奈良県の畜産業及び家畜衛生の現状

1. 本県の畜産業は、人口の多い京阪神地区に近接していることから、都市近郊畜産として発展してきた。
一部の畜産農家では経営規模の拡大が進んでいるが、大半の畜産農家は規模が小さく、経営者の高齢化や後継者不足等により、飼養戸数は減少傾向にある。

県内の畜種別家畜飼養状況（戸数）（愛玩飼養含む）（令和5年2月1日時点）

酪農 (乳用牛)	肉用牛	鹿	馬	めん羊	山羊
34	48	2	20	10	40
豚	採卵鶏	肉用鶏	あひる	うずら	きじ
22	73	9	8	8	3

そのため、県では「大和牛」「ヤマトポーク」「大和肉鶏」「大和なでしこ卵」「大和の雫（蜂蜜）」等、畜産物のブランド化を推進し、付加価値を高めることで、畜産農家を支援し、本県畜産業の振興を図ることとしている。

2. 家畜衛生に関しては、国内外で鳥インフルエンザや豚熱の発生が見られる中、安全・安心な畜産物の生産が一層強く求められているが、規模の小さい畜産農家では、限られた労働力等から、衛生管理の徹底が不十分になることが懸念される。

県では、家畜保健衛生所を中心に、家畜の各種疾病にかかる危機管理体制の整備、畜産物の安全性確保対策を総合的に推進している。

例えば、BSE に関しては、安全な牛肉を供給するための検査体制が確立されており、高病原性鳥インフルエンザや豚熱に関しても、巡回指導の徹底、モニタリング検査の実

施などにより危機管理を強化している。本県では飼養戸数が他都道府県に比較し少なく、家畜保健衛生所が各農家に毎年巡回指導を行うことが可能である。飼養衛生管理面についても各農家の実情に合わせ実効的な取組となるよう個別で指導を実施している。

3. また、家畜排せつ物の適切な処理・活用も畜産農家が抱える課題のひとつとなっている。たい肥を有効に利用するには、耕畜連携を強化し、稲発酵粗飼料や飼料米の生産を進める必要があるが、可住地面積が少ない本県では、耕種農家の減少と相まって、たい肥の利用先が年々減少している。

4. 県内の家畜保健衛生所、市町村及び畜産関係団体

家畜保健衛生所は県内に二箇所（大和郡山市、御所市）設置し、県北部地域を業務第一課が、南部地域を業務第二課が管轄し、県全域の飼養衛生管理指導を行っている。

家保	課	係	市町村
家畜保健衛生所	業務第一課	業務係	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）、宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）
	業務第二課	業務係	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）

主な生産者団体として、農業協同組合は奈良県農業協同組合（JA ならけん）、奈良県畜産農業協同組合が設立されている。JA ならけんは平時から酪農家へ安心安全な生乳生産のための立ち入り巡回を行っており、特定家畜伝染病発生の際には消石灰等の資材調達や消毒ポイントの調整も担っている。畜産農業協同組合は県や家畜保健衛生所とともに、地域の特性を踏まえて生産者の農場経営に対し、積極的に支援を行っている。

主な関連事業者としては、牛の家畜市場が一箇所（宇陀家畜市場（宇陀市））、と畜場が一箇所（奈良県食肉センター（大和郡山市））、鶏卵 GP センターが一箇所（農事組合法人エヌ・ピー・シー（田原本町））、大規模食鳥処理場が一箇所（大和肉鶏食鳥処理施設整備協議会（桜井市））設置されている。奈良県食肉センターでは主に牛、豚を取扱い、と畜検査は奈良県食品衛生検査所が実施している。また、一般社団法人奈良県畜産会は主に経営コンサルタント業務を行っており、衛生指導面では県と連携し、飼養衛生管理水準向上のため協力体制を構築している。

5. 飼養状況

(1) 大家畜

酪農（乳用牛）は、1戸当たり平均飼養頭数が87頭と、飼養農家数は減少しているが、飼養頭数は若干増加している。奈良市、五條市、葛城市、宇陀市、山添村で県下の83%が飼養されている。

高品質で安全な生乳生産、ゆとりある酪農経営を確立するための酪農ヘルパー利用の推進が図られている。

肉用牛は、奈良市、五條市、宇陀市、御杖村で県下の91%が飼養されている。その中で、和牛は宇陀市を中心に飼養されているが、和牛肥育素牛は、近年繁殖経営が減少していることから、受精卵移植技術の活用による生産が図られている。

(2) 中小家畜

豚は、奈良市、五條市、天理市で県下の87%が飼養され、主に繁殖肥育一貫経営が行われている。

採卵鶏は、五條市、奈良市を中心に県全域で広く飼養され、安全・安心な鶏卵を生産・提供している。

肉用鶏では、畜産技術センターで作出された「大和肉鶏」が飼養羽数の60%を占めている。

6. 飼養衛生管理基準遵守状況（参考資料1）

牛、豚、鶏いずれの飼養農家においても、家畜の所有者の責務である関係法令の遵守、衛生管理意識の向上については概ね努力されており、衛生管理区域も適切に設定されている。また、家畜の異状時における家畜保健衛生所への早期通報についても意識が高い状況である。

しかし、令和5年7月現在、鶏で飼養衛生管理マニュアルの作成が一部の農家で未実施であり、豚では畜舎ごとの専用衣服や靴の設置がなされていないことから早急に指導が必要である。また、鶏においては野生動物侵入防止対策のうち、畜舎にはネットが設置されているものの堆肥舎のネットが設置されていない農場が見られる。加えて、消毒等の実施については、自然養鶏を行っている農家において消極的であり、理解を得ることが困難であるが、遵守させるため継続して指導する必要がある。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1. 概要

(1) ヨーネ病

平成16年度に11頭、平成17年度に4頭、平成18年度に6頭、平成26年度、平成30年度、令和3年度、令和5年度に各1頭発生している。

法第5条に基づき、県内全域の乳用牛及び肉用繁殖牛を対象にスクリーニング検査を実施することとしている。

乳用牛は4年間で、肉用繁殖牛は5年間で、全頭検査することを目標とする。

県外からの導入牛や県の公共牧場である「みつえ高原牧場」の入牧牛についても検査を行い、感染牛の移動による伝播を防止する。

(2) 伝達性海綿状脳症 (BSE)

平成16年度に県食肉センターの検査で1頭の感染が確認されている。平成27年度より48ヶ月齢以上の死亡牛のBSEエライザ検査を実施。令和5年11月に牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更があり、令和6年度よりBSE監視のための検査対象は月齢区分を設けず、BSEの特定症状を呈する牛または特定症状以外でBSEを否定できない症状を呈する牛に限定されたため、年間10頭の検査を行うこととしている。

また、定期的に農場に立入検査を行い、臨床検査及び病性鑑定を実施している。

(3) 豚熱及びアフリカ豚熱

県内の養豚飼養者(愛玩含む)22戸において、令和2年1月より豚熱ワクチンの接種を行っており、免疫付与状況を確認するため、接種農場について6か月毎に血清抗体検査(エライザ法、中和試験)を実施している。

豚の病性鑑定依頼があった場合は、豚熱の診断のための血液検査、抗原検査(遺伝子検出検査、蛍光抗体法)、血清抗体検査(エライザ法)およびアフリカ豚熱の診断のための抗原検査(遺伝子検出検査)を実施することとしている。

また、死亡した野生いのししの内、検査可能なものについては、豚熱およびアフリカ豚熱について抗原検査(遺伝子検出検査)を実施している。捕獲した野生いのししについては、市町村及び県猟友会・地区猟友会の協力の下、県内の浸潤状況を確認するため、豚熱について抗体検査(エライザ法)および抗原検査(遺伝子検出検査)、アフリカ豚熱について抗原検査(遺伝子検出検査)によりサーベイランスを実施している。

なお、野生いのししに豚熱の免疫を付与することを目的に、山間地域を中心に、豚熱経口ワクチンの散布を令和2年6月より行っていたが、令和2年10月に県内で初めて野生いのししの豚熱感染が確認されて以降、養豚農家が所在する市町において重点的に経口ワクチンの散布を行っている。

このような状況の中、県内で昭和37年以来59年ぶりに令和3年3月に奈良市内の養豚農家1戸で豚熱が発生した。

(4) 高病原性鳥インフルエンザ

平成23年2月に五條市内の養鶏農家で発生して以降、県内での発生はなかったが、令和2年12月に五條市内において、県内2例目が発生している。

発生予防のため、養鶏場への立入検査を強化し飼養衛生管理状況を確認し指導することで、飼養衛生管理基準遵守の徹底を図ることとしている。

また、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づくモニタリング調査を実施するとともに、野鳥の検査は、

所管課とともに整備した検査体制で対応することとしている。

2. 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<p>ヨーネ病については、平成30年、令和3年に搾乳牛で1頭発生したが、清浄確認により陰性が確認され早期に清浄化を達成。令和5年にも搾乳牛で1頭発生し、清浄性を確認中である。</p>	<p>治療法やワクチンはないため、子牛の初乳管理や親子分離飼育、導入時の陰性確認を徹底し、飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持することで、農場内の蔓延を防ぐことが重要である。</p>
	<p>牛伝染性リンパ腫については、令和2年13頭、令和3年9頭、令和4年9頭と直近3ヶ年で毎年発生が認められている。</p>	<p>治療法やワクチンはなく、ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染することから、衛生対策ガイドラインに基づき、注射針や直検手袋を介した人為的な伝播を引き起こす行為を排除するとともに、吸血昆虫による機械的伝播防止のためのネットの設置や感染牛の分離飼養等、飼養衛生管理基準の遵守が重要である。</p>
	<p>サルモネラ症（牛）は、令和3年に肉用牛農家で導入検査時に子牛1頭が陽性となり、当該農家においてさらに4頭陽性が確認された。5頭中4頭が <i>Salmonella</i> Typhimurium (4:i:1,2)、1頭が非定型 <i>S. Typhimurium</i> (4:i:-) であった。</p> <p>令和4年にも当該農家および他2農家において3頭 <i>S. Typhimurium</i> (4:i:1,2)、1頭非定型 <i>S. Typhimurium</i> (4:i:-) が認められた。また同年酪農家1戸1頭 <i>S. Dublin</i> が確認された。</p>	<p>ひとたび発生すると常在化しやすく、発症すれば発熱、水様性下痢、乳量減少、早・流産など生産性に影響を及ぼす。ワクチン接種も有効な予防法であるが、発症牛の早期治療、隔離や適切な淘汰を実施し、排泄物・敷料の適切な処理や定期的な清掃・消毒など、日頃から適切な飼養衛生管理を行うことで蔓延防止に努める必要がある。</p>
	<p>牛ウイルス性下痢については、令和元年に肥育農家で14ヶ月齢の牛1頭に発生、県内大規模繁殖農家から導入した持続感染（PI）牛であった。</p> <p>当該繁殖農家で実施した導入牛検査、バルク乳検査では陽性は確認されなかった。</p> <p>また、令和4年に酪農家で流産胎子</p>	<p>治療法は確立されていないため、適切なワクチンの接種及びPI牛の摘発淘汰が重要であり、かつ牛群飼育環境下における徹底した飼養衛生管理を実践する必要がある。</p>

	から BVDV2 型遺伝子が検出され、当該農家の全頭検査および新生子牛の検査を実施したが、他に陽性は確認されなかった。	
めん羊 山羊	めん羊及び山羊の愛玩動物を中心に、消化管内線虫症の発生が散見され、貧血や体重減少を呈し、死亡する例が認められている。	適切な時期に適切な駆虫薬を選定することが重要であることに加え、畜舎に出入りする際の靴の消毒や畜舎の定期的な清掃消毒等、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する必要がある。
豚	豚熱について、令和2年10月県内で初めて野生いのししの感染が確認されて以降、山間地域を中心に43頭（令和5年3月末時点）の感染が確認されている。令和3年3月奈良市内養豚農家1戸で発生が認められた。	豚熱ワクチンは、接種しても100%免疫が付与されるわけではなく、また県内で野生いのししの感染が確認され、飼養豚への感染リスクは否定できない。防鳥ネットの設置や畜舎専用長靴の消毒徹底等、農場内へのいのしし等の野生動物の侵入や病原体の侵入を防止するため、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する必要がある。
	豚サルモネラ症については、平成29年に1頭、平成30年は3頭、令和元年は3頭、令和2年は4頭と毎年県内で発生が認められていたが、令和3年から令和5年3月末まで発生は認められていない。	日和見感染症であり、宿主易感染化につながる温湿度、換気不良、密飼や輸送等のストレスの軽減や発症豚の早期治療、隔離や適切な淘汰を実施し、飼養衛生管理を遵守することで蔓延防止に努める必要がある。
鶏	高病原性鳥インフルエンザは、平成23年2月に五條市内の養鶏農家で発生して以降、県内での発生はなかったが、令和2年12月に五條市内において、県内2例目が発生が認められた。	野鳥において同病ウイルスの保有が多数確認される期間は、家きんにおける発生リスクも高いことが示唆されており、野鳥におけるウイルスの保有状況を注視しつつ、家きんにおける発生予防を徹底する必要がある。
	鶏伝染性気管支炎は、平成29年に肉養鶏農家1戸、平成30年採卵鶏農家と肉養鶏農家の2戸、と近年発生が認められ、遺伝子型はJP-I及びII型が検出されている。	流行株に合わせた適切なワクチネーションを実施するとともに、飼養衛生管理を含めた総合的な予防対策が重要である。

3. 各主体における課題

県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。しかし、当県は畜産業の盛んな県ではなく、畜産に関係する市町村畜産関係部署、奈良県畜産農業協同組合、JA ならけん、一般社団法人奈良県畜産会の担当者がいずれも少人数で、各主体単独による飼養衛生管理水準向上への取り組みは難しい状況である。

市町村においては、家畜伝染病発生時の防疫対応や焼却や野生いのししの豚熱対応等について現在一定の協力を得られている。飼養衛生管理指導等での農場立ち入りは家畜保健衛生所が行うため、市町村と畜産農家のつながりは周辺住民からの畜産環境問題苦情対応が主となっている。

衛生管理区域に出入りする者は、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる中、家畜の伝染性疾病の病原体は、一般に目に見えず感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から人の出入りと病原体の侵入との因果関係を把握しにくい。

これらの関係者にも家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組へ協力してもらうことが不可欠となっているが、当該関係者に防疫対策に関する正しい理解が浸透しているとは言えない。

このため、市町村や生産者団体、関係事業者等の関係者の飼養衛生管理指導業務の重要性に対する理解をこれまで以上に深めてもらい、関係者が一体となり、飼養衛生管理に係る普及啓発を通じて飼養者等の自主的な取組を推進し、飼養衛生管理水準を向上させることが重要となる。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1. 指導等に関する基本的な方向

- (1) 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠であること、法第 2 条の 2 において、「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることを踏まえ、家畜の所有者により選任され、家畜と毎日接する飼養衛生管理者が、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、少なくとも年 1 回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。
- (2) 法第 12 条の 3 の 4 に基づく指導計画を定め、原則として 3 年ごとに見直しを行う。指導計画に規定する事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。
- (3) また、原則として 3 年間の計画期間中に、県内の全農場で必要な指導等が完了するよう、家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。
- (4) また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、各農家の意見を踏まえ指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下「年間指導スケジュール」という。）を 3 年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。
- (5) 農場から農場の分割管理についての相談があった際には、飼養衛生管理の状況を確認し、当該農場の作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

2. 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 毎年、家畜伝染病予防法施行規則に基づき国が定める様式を使用し、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第 12 条の 4 による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。
- (2) 確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の指導及び助言並びに勧告等を実施する。また、県は、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。
- (3) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び指導計

画内で公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努める。

なお、農場立入の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、優先事項等を変更することができる。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向
を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

農林水産省の定める全国的サーベイランス及び、県で定める地域的サーベイランスの実
施計画について、毎年作成し公表する。

家畜 区分	対象疾病名	目的	実施方法 ※地域: 県全域	
			検査対象	方法
牛	ヨーネ病	発生 予防	①乳用牛で発生予防上適当と認 めたもの ②繁殖の用に供し、又は供する 目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査 予備的抗体検出法 <u>予備的遺伝子検出法</u> <u>及び遺伝子検出法</u>
	ブルセラ症	発生 予察	輸入牛で種付けの用又は搾乳 の用に供する目的で飼育し、輸 入から1年以上を経過している もの、発生予察上適当と認めた もの	臨床検査、酵素免疫測定 法、病理組織検査及び細菌 培養試験
	結核	発生 予察	輸入牛で種付けの用又は搾乳 の用に供する目的で飼育し、輸 入から1年以上を経過している もの、発生予察上適当と認めた もの（種畜検査対象牛を除 く）	臨床検査、ツベルクリン検 査
	アカバネ病	発生 予察	発生予察上適当と認めたもの	臨床検査 及び中和試験
	アイノウイルス感染症			
	チュウザン病			
伝達性海綿状脳症	発生 予防	発生予防上適当と認めたもの	臨床検査 及び酵素免疫測定法	
豚	豚熱	発生 予防	発生予防上適当と認めたもの	臨床検査、 遺伝子検出検査、酵素免疫 測定法、蛍光抗体法、中和 試験及びウイルス分離検査
	アフリカ豚熱	発生 予察	発生予察上適当と認めたもの	臨床検査及び 遺伝子検出検査
	オーエスキー病	発生 予防	豚及び飼育されているいのしし で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査、ラテックス凝集反 応検査及び中和試験

	豚繁殖・呼吸障害症候群		発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び酵素免疫測定法
鶏	高病原性鳥インフルエンザ 低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	発生予察上適当と認めたもの	臨床検査、酵素免疫測定法 寒天ゲル内沈降反応法 及びウイルス分離検査
	ひな白痢	発生予防	種鶏で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査、 急速凝集反応法、 剖検及び細菌学的検査
めん羊・山羊	伝達性海綿状脳症	発生予防	満 18 ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査、 ウエスタンブロット法及び 免疫組織化学的検査

サーベイランスや病性鑑定の結果については家畜保健衛生所において取りまとめの上、家畜の所有者へ還元するとともに当該検査の実施に携わった市町村・獣医師・生産者団体等の関係者と共有する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1. 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針は下表の通りとし、県内の全ての飼養地域において計画的に指導等を実施する。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導時期	実施の方法
共通	・ 家畜の所有者の責務の徹底	令和8年度	立入指導 ・ 家畜保健衛生所の 広報誌で周知
	・ 衛生管理区域の適切な設定	令和8年度	
	・ 記録の作成及び保管	令和6~7年度	
	・ 飼養衛生管理マニュアルは、全従事者が理解できるよう、図示・多言語化や講習会を開催。また、事後確認するため更衣・消毒の記録の方法も規定	令和6~7年度	国のマニュアル例を参考に立入指導作成されたマニュアルを基に立入指導
	・ 家畜の死体の埋却に供する土地の確保。確保が困難な場合は、焼却もしくは化製処理を行うための取組	(馬以外) 令和6~7年	立入指導 ・ 家畜保健衛生所の 広報誌で周知
・ 特定症状や早期通報基準の従事者等への周知、特定症状確認時の早期通報並びに出荷及び移動の停止	(馬以外) 令和8年		
牛、水牛、鹿 めん羊及び山羊	・ 衛生管理区域の出入口における車両の消毒	令和6~7年度	立入指導
豚及びいのしし	・ 処理済みの飼料の利用	令和8年度	立入指導 ・ 家畜保健衛生所の 広報誌で周知
	・ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止	令和8年度	
	・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	令和8年度	
	・ 家畜を畜舎間移動する際、洗浄・消毒済みのケージやリフトの使用もしくは通路の洗浄及び消毒の実施	令和8年度	
	・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	令和8年度	
	・ 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄・消毒	令和6~7年度	
鶏、あひる うずら、きじ	・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	令和6~7年度	100羽以上の家きん飼養者への立入指導

だちょう ほろほろ鳥 七面鳥	・家きん舎毎の手指の消毒若しくは手袋・長靴を用意し、交差汚染を防ぐ手順で実践	令和6～7年度	100羽未満の家きん飼養者への家畜保健衛生所の広報誌での周知
	・衛生管理区域内の整理・整頓や、家きん舎への防鳥ネット（網目2cm以下）の設置・破れ等の速やかな修繕への取組	令和6～7年度	
	・ウインドレス鶏舎の除糞ベルトや集卵ベルトの通過口からの野生動物の侵入防止対策及び点検方法等について飼養衛生管理マニュアル等への記載	令和6～7年度	
馬	・器具の定期的な清掃又は消毒等	令和8年度	立入指導・家畜保健衛生所の広報誌で周知（定期報告受領後に実施）

2. 各年度の優先事項等

計画各年度における重点的に指導等を実施する事項と理由は下記の通りとし、県内の全ての飼養地域において計画的に指導等を実施する。

◆令和6～7年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	理由	時期
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び全従事者への周知徹底 ・家畜の死体の埋却に供する土地の確保。確保が困難な場合は、焼却もしくは化製処理を行うための取組（馬以外） ・記録の作成及び保管 	防疫体制構築の基本	令和6年4月～令和8年3月
牛、水牛、鹿めん羊及び山羊	・衛生管理区域の出入口における車両の消毒	農場への病原体侵入防止対策の基本	令和6年4月～令和8年3月

豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄・消毒 	畜舎内部への病原体の侵入防止の徹底	令和6年4月～令和8年3月
鶏、あひる うずら、きじ だちょう ほろほろ鳥 七面鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 ・家きん舎に立ち入る者の手指の消毒もしくは専用手袋の着用及び家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のための防鳥ネット等の設置、点検及び修繕（ウインドレス鶏舎における通過口からの侵入防止） ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 	家きん舎への病原体の侵入防止の徹底 野生動物・媒介昆虫対策を含む飼養衛生管理の基本 防疫体制構築の基本	令和6年4月～令和8年3月

◆令和8年度 優先事項

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	理由	時期
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 	防疫体制構築の基本	令和8年4月～令和9年3月
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・処理済みの飼料の利用 	畜舎内部への病原体の侵入防止の徹底	令和8年4月～令和9年3月

	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・家畜を畜舎間移動する際、洗浄・消毒済みのケージやリフトの使用もしくは通路の洗浄及び消毒の実施 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 	野生動物・媒介昆虫対策を含む飼養衛生管理の基本	
馬	・器具の定期的な清掃又は消毒等	使用頻度の高い器具による疾病の伝播防止	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

1. 県は、飼養衛生管理基準に定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村、関係機関等と連携して周知を図る。
2. 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、県は、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
3. 埋却地の確保は家畜の所有者の義務であることから、県は、家畜の所有者による埋却地の確保について指導し、家畜の所有者が家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進めるにあたり、利用可能な土地に関する情報等の収集に努める。埋却地については原則農場の所在する市町村内での確保とし、対応困難な場合には県と家畜の所有者は市町村の焼却施設や移動式焼却炉、移動式レンダリング装置の利用についても使用を検討することとする。なお、頭羽数が多い等の理由により対応困難な農場については重点的に検討を行う。
4. 県は埋却地の確保が困難な場合に備え、家畜（家きん）の死体の焼却処分について

も検討する。焼却施設については農場所在の市町村内での処理を原則とするが、発生地の市町村と連携して、利用可能な焼却処理施設を有する市町村との利用調整等を行う。

5. 県は移動式焼却炉や移動式レンダリング装置を使用する場合を想定し、県、市町村、国の保有する公有地等で、活用可能なものについてリストアップを推進する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 自主的措置の活性化に関する方針

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、自助・共助の考えの下に、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
2. 県は、県内の生産者団体で構成する奈良県畜産農業協同組合、公益社団法人奈良県獣医師会、一般社団法人奈良県畜産会、一般社団法人奈良県猟友会や各地区の猟友会、関連事業者等（以下「関係機関等」という。）と相互に連携を図りながら、自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行う。また、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
3. また、①平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会、県が実施する防疫演習への協力、②家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や、野生動物における浸潤状況調査等への協力等、地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策に主体的に取り組むよう、県は、関係機関等との連携を進める。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1. 家畜防疫員の確保・育成
 - (1) 法第 53 条第 4 項において、知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされている。

このため、県は、平常時から、獣医学部を持つ大学へのリクルート活動を通じた公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師や畜産職として従事する県職員の家畜防疫員への任命、退職獣医師等の潜在的人材の活用等を通じ、家畜防疫員の確保を計画的に進めるよう努める。
 - (2) 国等が実施する飼養衛生管理の指導等を行うに当たり有益な技術的な研修に積極的に参加するとともに、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、県でもこれらの研修会等を積極的に開催するよう努める。

なお、研修等の内容については、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

Ⅱ 飼養衛生管理者の選任、研修等

1. 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報を活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。

家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、県は（2）及び（3）により選任指導を行う。

(2) 家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が近接している場合や、その経営形態から、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適正な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。また、一の衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者を置くことも可能とする。

なお、大規模所有者に対しては畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

また、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能とする。

(3) 飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、飼養衛生管理者が衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認し指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導する。

(4) 衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握するが、飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。

2. 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

(1) 飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上(2)に記載する事項に関する研修の機会を提供する。

(2) 家畜の所有者に対しては、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導するとともに家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。

なお、研修会に参加できない飼養衛生管理者に対しては、下記の研修会資料等を提供することにより、必要な知識・技術の習得・向上を図る。

- 海外及び国内(特に県内)における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- 県の指導計画の内容
- その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3. 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 県が把握している電話番号、FAX等の連絡先に対して、(2)、(3)の情報を直接提供するとともに、複数の手段で必要な情報を伝達できるようメールアドレスの登録を推進する。

(2) 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等

(3) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染を確認した時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(4) 言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1. 年間指導スケジュール

法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、下記の年間スケジュールに基づき、4半期ごとに国へ報告する。

【年間指導スケジュール】

	牛等	豚等	鶏等			
4月	ヨ―ネ病検査等の機会を活用した立入検査	豚熱ワクチン接種の機会を活用した立入検査	定期巡回の機会を活用した立入検査			
5月				法第51条に基づく立入検査	法第51条に基づく立入検査	法第51条に基づく立入検査
6月					5月 生産者による自己点検	
7月						
8月					8月 生産者による自己点検	
9月						
10月						
11月					11月 生産者による自己点検	
12月						
1月						
2月				法第51条に基づく立入検査	法第51条に基づく立入検査	法第51条に基づく立入検査
3月				生産者による自己点検	2月 生産者による自己点検	生産者による自己点検

2. 命令違反者の公表について

法第12条の6第3項及び第34条の2第3項に規定する命令違反者については、違反の程度、家畜伝染病が発生した場合の影響等を勘案し、違反行為があった旨を明らかにする必要が極めて高いと考えられる場合は、家畜の飼養農場の名称及び所在地、

代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由、必要に応じて出荷先等を速やかに公表するとともに、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

県は、近隣府県、県内の市町村、生産者団体等で構成する協議会等を活用し、家畜伝染病の発生及びまん延防止の措置等を円滑に実施するため、情報共有を図るものとする。

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
近畿ブロック等 鳥インフルエンザ・口蹄疫等 対策協議会	・近畿二府四県 ・徳島県、福井県、 三重県、鳥取県 (近畿農政局)	周年	関西広域連合 広域防災局 (兵庫県)	地域で HPAI や FMD 等が発生した場合の資材や人員の供給等
近畿衛生主任者 ブロック会議	・近畿二府四県	周年	持ち回り	近隣府県が抱える課題や対応方法に関する情報交換
府県境防疫会議	・隣接県	周年	持ち回り	近隣府県が抱える課題や対応方法に関する情報交換
奈良県家畜 防疫対策協議会	・県畜産課 ・県家畜保健衛生所 ・一般社団法人奈良 県畜産会 ・県内畜産農家	周年	奈良県	農場バイオセキュリティの向上支援に関する協議
奈良県 CSF 感染 拡大防止対策協 議会	・奈良県 ・一般社団法人奈良 県畜産会 ・奈良県畜産農業協 同組合養豚事業部 ・一般社団法人奈良 県猟友会 ・市町村	周年	奈良県	野生いのししに対する経口ワクチン散布に関する協議
家畜衛生に関す る県と市町村 の連携会議	・県畜産課 ・県家畜保健衛生所 ・市町村	周年	奈良県	家畜衛生・家畜防疫に関する情報共有と協力体制の構築
市町村家畜 伝染病対策会議	・県家畜保健衛生所 ・発生市町村	特定家 畜伝染 病発生 時	奈良県 (家畜保健衛 生所)	特定家畜伝染病発生時の防疫

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

1. 県は、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び鳥インフルエンザ等の悪性の伝染性疾病が家畜において発生、または野生動物において確認された場合には、法第 3 条の 2 に定める特定家畜伝染病防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
2. 現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、各家畜の飼養者は伝染性疾病の発生が確認された場合、1 週間以内に飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施できているかについて自己点検を行い、結果を家畜保健衛生所に報告する。実施状況が不十分と考えられる場合には、法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
3. 県は周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合に、早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、家畜の所有者に疾病の発生状況、管轄する家畜保健衛生所への連絡方法、通報が必要となる症状等について定期的に周知する。
さらに、消毒方法や飼養衛生管理の相談に対する対応方法など、通報以外にも家畜の所有者等が飼養衛生管理基準を遵守できるよう、円滑な連絡体制を構築する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、通常の家畜の飼養農場以外の場所（愛玩動物飼育場、観光牧場等）についても、定期的・計画的な指導等を行うため、本指導計画の対象とする。

県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について、明示的に指導等を行うこととする。

(参考資料1) 飼養衛生管理基準遵守状況

家畜区分	飼養衛生管理基準	牛	豚	鶏
共通	家畜の所有者の責務	100%	100%	100%
	飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	100%	100%	99.1%
	記録の作成及び保管	99.5%	100%	99.0%
	衛生管理区域の設定	100%	100%	100%
	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	100%	100%	100%
牛	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	93.7%	—	—
豚	処理済みの飼料の利用	—	100%	—
	衛生管理区域への野生動物の侵入防止	—	100%	—
	畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用	—	96.8%	—
	家畜を畜舎間移動する際、洗浄・消毒済みのケージやリフトの使用もしくは通路の洗浄及び消毒の実施	—	100%	—
	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組	—	100%	—
	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	—	100%	—
鶏	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	—	—	97.4%
	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	—	—	100%
	家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用	—	—	95.5%
	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	—	—	96.1%
	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	—	—	97.4%

(令和5年7月時点)